

小規模事業者元気アップ事業【時短要請影響版】

事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策として、事業継続や雇用の維持のため、国や県が行う中小企業者・小規模事業者支援金の受給者に対し追加支援を行います。

給付額【定額】 個人事業者 10万円 法人 20万円

給付対象者

下記①～③のすべてを満たす事業者

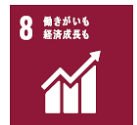
- ①国の月次支援金【8月または9月分】または県の事業継続支援金【第2期】を受給した
- ②市の安心安全ステッカーを掲示している
- ③-1【個人事業者の場合】
住民票が市内にある事業者で、令和2年分の事業収入を申告しており、今後も事業で生計を立てる
(住民票は他市にあるが市内で事業を行い、宇佐市の課税がある場合も対象)
- ③-2【法人の場合】
市内に事業所があり、法人市民税の申告を行い、宇佐市の課税がある



なお、次のいずれかに該当する事業者は、**給付対象外**となります。

- ①県時短要請協力金を受給した
- ②市小規模事業者元気アップ事業【宿泊・飲食追加支援版】を受給した
- ③風俗営業および特定遊興飲食店営業の許可を受けている飲食業
(食事の提供を主目的とする場合、および社会の善良な風俗に影響を及ぼすことのない場合を除く)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



申請に必要な書類

- ①申請書兼請求書（代理の方が申請等する場合は委任欄に記入してください）
- ②国の月次支援金【8月または9月分】または県の事業継続支援金【第2期】の受給がわかるもの【(国) 交付決定通知、(県) 通帳の写し】
- ③誓約書
- ④個人事業者で他市に住民票がある場合、宇佐市の課税状況確認資料
- ⑤安心安全ステッカー掲示状況の写真（新たに登録が必要な方は市商工振興課へ）

※これまで「市小規模事業者元気アップ事業」に申請したことがある場合、④⑤は不要。

※下記申請期間中に②が提出できない場合は、別途ご相談ください。

申請期間 **令和3年10月15日（金）～ 令和3年12月22日（水）**

※予算枠に到達次第受付終了

申請先 〒879-0492 宇佐市大字上田 1030 番地の1 宇佐市役所 商工振興課

【郵送での申請にご協力ください】

※宇佐商工会議所及び宇佐両院商工会への提出も可能です